

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策  
に関する実態調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

概括表

水際措置に関する規定の有無 (上段: 申立による差止、下段: 職権による差止)																
	特許権			実用新案権			意匠権			商標権			著作権			
	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	
米国	x	x	x	-	-	-	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
	△	x	x	-	-	-	△	x	x	o	o	△	o	o	△	
オーストラリア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
英国	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
中国	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
韓国	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
EU	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
カナダ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
チリ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△	△	△	△	△	
メキシコ	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ペルー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ニュージーランド	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
台湾	o	x	x	o	x	x	o	x	x	o	o	△	o	o	△	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
フィリピン	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
ベトナム	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
タイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
マレーシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	x	x	x	
シンガポール	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
インドネシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
カンボジア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	△	o	x	△	
ミャンマー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ラオス	o	△	△	o	△	△	o	△	△	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ブルネイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	
UAE	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
トルコ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
日本	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	

概括表

	水際措置について			刑事措置について				民事措置について			模倣被害の実態把握状況*3	
	税関登録制度	破産までの費用負担	税関における差止件数の統計調査の有無	営業秘密の不正取得*1	不正ラベル等の故意の使用*1	映画盗撮*1	刑事措置に関する統計調査の有無	法定損害賠償制度*2	追加的損害賠償	民事措置に関する統計調査の有無	模倣被害の実態把握調査	模倣被害の損害額の推定
米国	商標権 著作権	財務没収基金	あり	○	○	○	あり	あり	あり	なし	なし	なし
オーストラリア	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	○	なし	あり	あり	なし	なし	なし
英国	特許権 意匠権 商標権 著作権	歳入関税庁	あり	○	○	○	なし	あり	なし	なし	なし	なし
中国	専利権(特実意) 商標権 著作権	権利者	あり	○	○	○	あり	あり	あり(商標権)	あり	あり	なし
韓国	特許権 意匠権 商標権 著作権	輸出入者 (原則)	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	あり	あり (非公開)
EU	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関当局	あり	各加盟国による				各加盟国による			—	—
カナダ	商標権 著作権	権利者	なし	×	○	○	あり	あり	あり	なし	—	—
チリ	なし	事案により異なる	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	—	—
メキシコ	商標権	刑事事件: 刑事当局 行政事件: 権利者	あり (非公開)	○	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
ペルー	商標権 著作権	権利者又は輸出業者	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ニュージーランド	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	×	なし	あり	あり(著作権)	なし	—	—
台湾	商標権 著作権	被差押人	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	—	—
フィリピン	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	輸入者又は輸出者	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	—	—
ベトナム	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	あり	×	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
タイ	商標権 著作権	輸入者	あり (非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	—	—
マレーシア	なし	権利者	なし	×	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	—	—
シンガポール	なし	権利者	あり (非公開)	○	○	○	あり	あり	あり (著作権のみ)	なし	—	—
インドネシア	なし	規定なし	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
カンボジア	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ミャンマー	商標権	税関	なし	○	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
ラオス	なし	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ブルネイ	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	明確な規定なし	なし	—	—
UAE	商標権	侵害品の所有者	あり (原則非公開)	×	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
トルコ	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関	あり (原則非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり (著作権のみ)	なし	—	—
日本	なし	税関	あり	○	○	○	あり	あり	なし	あり	あり	あり

\*1 一説法による対応も含まれる

\*2 各国毎に内容が異なる

\*3 米国、オーストラリア、英国、中国、韓国、日本について調査

## 12 台湾

### 12.1 エンフォースメントに係る制度の内容及び運用状況

#### (1) 概要

台湾の水際取締りでは、税関は独自の取締り権限はなく、職務を執行中に、輸入貨物等に権利侵害のおそれがあることを発見した場合には、権利者に通知する義務を負う。この場合、通知を受けた権利者からの申請をもって差止が実施される。商標権、著作権については輸入、輸出、トランジットが差止の対象となる。専利権については、2014年の法改正により、輸入について税関差止が可能となった。

台湾における模倣品対策に関係する主な行政機関としては以下のものがある。

表1 模倣品対策に関係する主な行政機関

行政機関	主な役割
經濟部知的財産局	特許、実用新案、意匠、商標、著作権及び営業秘密の登録と保護の主務官庁
税関	著作権と商標権侵害の水際取締りを行う
警察当局	商標、著作権の侵害についての取締り、捜査、及び刑事事件として送検を行う 特に知的財産侵害案件を専門とする刑事警察大隊により海賊版ソフトや違法コピーの著作権侵害、偽ブランドの商標権侵害等の取締り活動が行われている。
公平交易委員会	不正競争行為として、他人の氏名、商号、会社名称、商標、商品の容器・包装、外観、又は他人の商品・サービス若しくは営業を表示するその他の表徴を模倣した者に対し、是正措置、過料等を命じる

#### (2) 最近の動向

2013年1月1日に改正専利法が施行された。その後も小幅な法改正が行われ、2014年4月に施行された改正では、主に特許権侵害に対する水際取締りを強化するために、第97条の1から第97条の4が追加された。従来は特許侵害品の水際差止には裁判所の仮処分の裁定が必要であったが、当該改正により、商標や著作権の場合と同様、特許権者は輸入しようとする特許権侵害にかかる侵害被疑品の輸入差止めを申し立てることができるようになった。

また、交易公平法（日本の不正競争防止法に相当する）が1992年の施行以来はじめて改正され、2015年2月より施行された。これにより、法規構造の調整、不正競争、行政調査と処分、罰則等の規定が調整・改正された。

#### (3) 取りうる措置の概要

台湾においては、模倣被害に対して権利者が求めうる救済措置として、税関による水際措置、行政機関への告発、刑事措置、民事措置による救済が考えられる。税関による水際措置、刑事措置、民事措置については後述する。ここでは行政機関（公平交易委員会、中央・直轄市・県市の所轄官庁）への告発について記載する。

## ア 公平交易委員会への告発

他人の氏名、商号、会社名称、商標、商品の容器・包装、外観、又は他人の商品・サービス若しくは営業を表示するその他の表徴を模倣した者に対し、公平交易法第25条の違反を理由に、公平交易委員会に告発状を提出し、行為者による当該表徴に関わる商品の販売・製造、運送、輸出又は輸入行為を禁ずる行政措置を請求することができる。

表2 公平交易委員会への告発手続<sup>1</sup>

告発できる資格	制限がなく、何人も告発できる
告発可能な事由	他人の氏名、商号、会社名称、商標、商品の容器、包装、外観、又は他人の商品・サービス若しくは営業を表示するその他の表徴を模倣し、当該模倣行為が、「高度な剽窃」又は「営業上の信用へのただ乗り」行為を構成し、「その他の取引秩序に影響するに足る、明らかに公正性を失した行為」に該当する。(公平交易法第25条)
告発の効果	公平交易法違反と認められた場合、違反程度に応じて、是正、過料の行政処分が下される。

## イ その他の機関への告発

その他、模倣被害について行政機関に救済を求める場合として、商品表示法、食品衛生管理法、消費者保護法に基づく告発がある。これらの違反行為については、主務官庁に告発し、違反行為を禁ずる行政措置を請求することができる。

表3 商品表示法、食品衛生管理法、消費者保護法に基づく告発手続<sup>2</sup>

	商品表示法	食品衛生管理法	消費者保護法
告発できる資格	何人も告発可能	何人も告発可能	何人も告発可能
告発可能な事由	商品表示の内容に虚偽、不実又は誤解を生じさせる事情がある場合 (商品表示法第6条第1号)	食品、食品添加物又は食品用洗剤の表示、宣伝、広告の内容に、不実、誇張若しくは誤解を生じさせる事情がある場合 (食品衛生管理法第19条)	商品表示法などの法令に従って、商品の名称、製造業者の名称、商品の原産地、特許証の番号などの情報を表示していない場合(消費者保護法第24条)
告発の効果	違法事実が認められた場合、違反程度に応じて、是正、過料、営業停止又は休業命令などの行政処分が下される。	違法事実が認められた場合、違反程度に応じて、過料、営業若しくは工場の許可証の取消などの行政処分が下される。	違法事実が認められた場合、違反程度に応じて、是正、過料などの行政処分が下される。
告発機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央においては経済部</li> <li>直轄市(台北市、高雄市、新北市、台南市、台中市)においては直轄市当局</li> <li>県(市)においては県(市)当局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央においては経済部</li> <li>直轄市(台北市、高雄市、新北市、台南市、台中市)においては直轄市当局</li> <li>県(市)においては県(市)当局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央においては対象事業の主務官庁</li> <li>直轄市(台北市、高雄市、新北市、台南市、台中市)においては直轄市当局</li> <li>県(市)においては県(市)当局</li> </ul>

<sup>1</sup> 特許庁委託事業 模倣対策マニュアル 台湾編 (交流協会) (2016年4月) URL: <https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/taiwan7.pdf> (最終アクセス日: 2017年3月13日) 205頁より引用

<sup>2</sup> 特許庁委託事業 模倣対策マニュアル 台湾編 (交流協会) (2016年4月) URL: <https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/taiwan7.pdf> (最終アクセス日: 2017年3月13日) 207頁から209頁より引用

## 12.1.1 水際措置の内容及び実施状況

## (1) 対象

台湾において水際措置の対象となる知的財産権は、特許権、実用新案権及び意匠権（専利権<sup>3</sup>）、商標権並びに著作権である。台湾法においては、商標権及び著作権については、トランジットであるかどうかを問わず、輸入又は輸出する物品が権利を侵害するおそれがある場合、権利者は、税関にひとまず差止を申請することができる。また、税関が職務を執行中に、輸入又は輸出する物品に権利侵害のおそれがあることを発見した場合には、権利者に通知しなければならない。この場合、通知を受けた権利者が申請を行うことで差止が実施される。専利権については、専利法が2014年1月22日付で改正され、同3月24日付で施行された。当該改正により、専利権侵害の疑いのある輸入品に対する税関による差止制度が設けられた。

表4 水際措置に関する規定の有無<sup>4</sup>

		専利 (特許、実用新案、意匠)	商標	著作権
輸入	申立差止	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※2</sup>	○ <sup>※3</sup>
	職権差止	×	○ <sup>※4</sup>	○ <sup>※5</sup>
輸出	申立差止	×	○ <sup>※2</sup>	○ <sup>※3</sup>
	職権差止	×	○ <sup>※4</sup>	○ <sup>※5</sup>
トランジット	申立差止	×	△ <sup>※6</sup>	△ <sup>※6</sup>
	職権差止	×	△ <sup>※6</sup>	△ <sup>※6</sup>
税関登録制度		×	○ <sup>※7</sup>	○ <sup>※8</sup>

※1 根拠となる規定は、専利法第97条の1第1項。

※2 根拠となる規定は、商標法第72条第1項

※3 根拠となる規定は、著作権法第90条の1第1項

※4 根拠となる規定は、商標法第75条第1項。なお、税関職員は職権による取締りを行って権利者に通知するものの、差止は、権利者の申請により行われる

※5 根拠となる規定は、著作権法第90条の1第5項。なお、税関職員は職権による取締りを行って権利者に通知するものの、差止は、権利者の申請により行われる。

※6 トランジットについては法律上明記されていないが、トランジットであるか否かを問わず、輸入又は輸出する物品が権利を侵害するおそれがある場合、権利者は税関にひとまず差止めるよう申請することができる。税関は、かかるおそれがあることを発見した場合には、権利者に通知しなければならない。

※7 根拠となる規定は、税関による商標権保護措置実施弁法第8条

※8 税関による専利及び著作権保護措置作業要点第9点

## (2) 水際措置の主な担保法について

専利法、商標法及び著作権法にそれぞれ水際措置に関する規定が置かれている。主な関連規定を以下に挙げる。

<sup>3</sup> 中国語の「専利」は日本語の発明（特許）、実用新型（実用新案）及び設計（意匠）を包含する概念であり、ここでは、「特許」、「実用新案」及び「意匠」の用語に統一して用いる。台湾の「専利法」は日本の特許法、実用新案法及び意匠法に相当するものである。

<sup>4</sup> なお、水際措置の有無の判断は、基本的に質問票調査の回答及びその根拠となる規定の有無に基づく。表4では、根拠となる規定を確認できた場合は「○」とし、根拠となっている規定がない又は不明であるが運用で差止に限らず何らかの取締りを行っている場合は「△」とした。また、根拠となる規定がない又は確認できず、かつ質問票調査等でも確認できなかったものを「×」とした。なお、これらの取締り主体は税関に限らない。加えて、表内の「税関登録制度」は、対象となる権利に関する情報を税関に独自に登録することができる場合を○とした。

<専利法<sup>5</sup>>

第97条の1第1項 専利権者は、輸入する物品がその専利権を侵害するおそれがある場合、税関にひとまず差し止めるよう申請することができる。

<商標法<sup>6</sup>>

第72条第1項 商標権者は、輸入又は輸出する物品がその商標権を侵害するおそれがある場合、税関にひとまず差し止めるよう申請することができる。

商標法第75条第1項 税関が職務を執行中に、輸入又は輸出する物品に明らかに商標権侵害のおそれがあることを発見した場合は、商標権者及び輸出入者に通知しなければならない。

<著作権法<sup>7</sup>>

第90条の1第1項 著作権者又は製版權者は、税関に対し、その著作権又は製版權を侵害するおそれがある輸入品又は輸出品の差押を請求することができる。

第90条の1第5項前段：

税関は勤務の執行により外観が明らかに著作権侵害のおそれのある輸出入品を発見した場合、勤務日の一日内に権利者に通知し、輸出入者に許諾資料の提供を通知することができる。

### (3) 税関登録制度

台湾では、商標権（税関による商標権保護措置実施弁法第8条）及び著作権（税関による専利及び著作権保護措置作業要点第9点）について税関登録制度が存在する。登録にかかる費用は無料で、登録の有効期間は1年間である。税関登録に必要な書類、情報は以下の表のとおりである。

<sup>5</sup> 専利法第97条の1第1項の日本語訳は質問票に基づく情報から本調査研究において作成した仮訳である。

<sup>6</sup> 商標法の日本語訳は、特許庁ウェブサイトの外国産業財産権制度情報に掲載のものを引用した。以下も同様。URL：  
<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/taiwan/senri.pdf>（最終アクセス日：2017年3月13日）

<sup>7</sup> 著作権法の日本語訳は、台湾知的財産権情報サイトに掲載のものを引用した。以下も同様。URL：  
[http://www.chizai.tw/uploads/20110406\\_77064663\\_%E5%8F%B0%E6%B9%BE%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E6%B3%9520100210.pdf](http://www.chizai.tw/uploads/20110406_77064663_%E5%8F%B0%E6%B9%BE%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E6%B3%9520100210.pdf)（最終アクセス日：2017年3月13日）

表5 税関登録時に必要な書類・情報<sup>8</sup>

内容
委任状（代理人が手続を代行する場合のみ提出する必要がある）
台湾商標登録証書のコピー又は著作権証明資料（商標登録証書のコピーに「原本と一致している」旨を記載した上で、社印を押す必要がある）
ライセンシーの名称、住所、電話、ライセンスの範囲（台湾にライセンシーがある場合のみ提出する必要がある）
台湾輸入・販売代理店の名称、住所、電話及び代理業務の内容（台湾に輸入・販売代理店がある場合のみ提出する必要がある）
侵害と疑われる商品の名称
侵害品は台湾から輸出するものであるか、それとも台湾へ輸入するものであるか
真正品及び模倣品を見分ける要点
真正品の輸出入港（桃園空港、基隆港、台中港、高雄港等）に関する情報（真正品が台湾特定の港を経由して輸出入されることがある場合のみに提供する）
侵害品の輸出入に関する情報（例えば、特定の港で輸出入を行うか等の情報）

#### （4）税関における模倣品の差止から処分までのフロー

税関における模倣品の差止から処分に係る手続の概要について記載する。

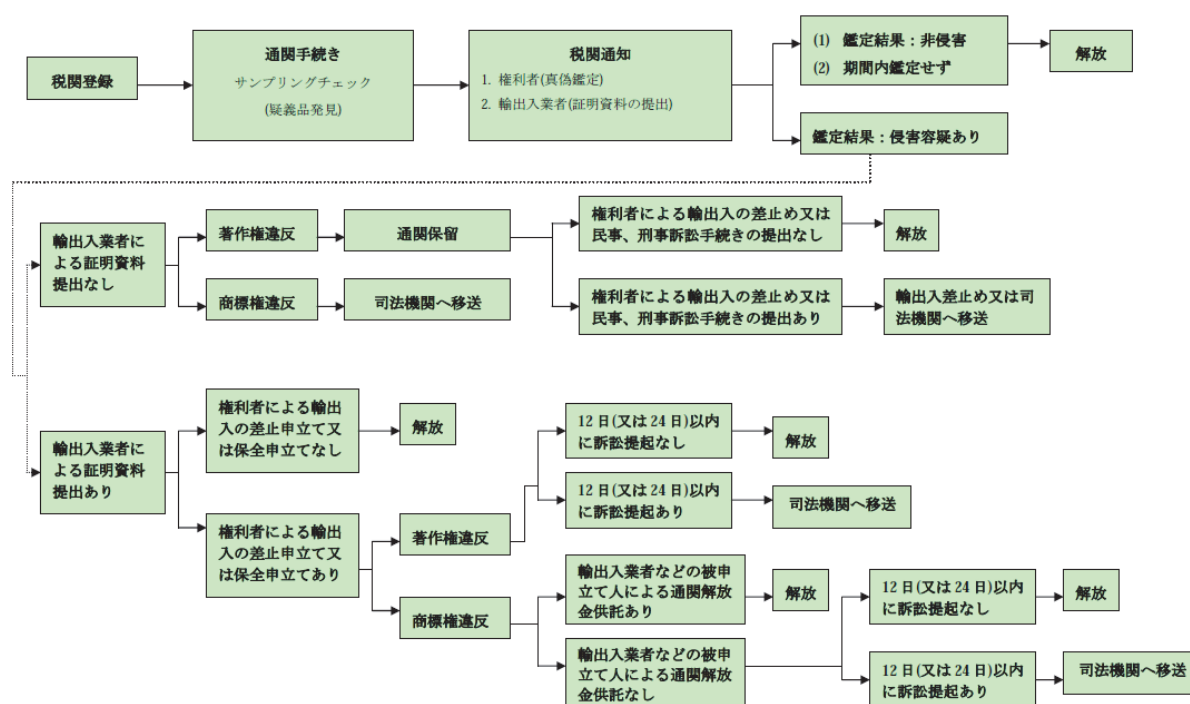
手続	手続の説明
1. 税関の職権又は権利者による疑義品の発覚	<ul style="list-style-type: none"> <li>税関の職権より疑義品を発覚した場合、権利者及び輸出入者に対して、疑義品の発覚及び認定手続の開始を通知する。税関は、疑義品の写真を通知書簡に添付して、権利者に提供する。</li> <li>権利者は、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸出又は輸入されるおそれがある場合、当該貨物の輸出又は輸入を差し止め、認定手続を執るべきことを税関に対して申立てる。</li> </ul>
2. 真偽認定手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利者は、税関による指定される時間内に、疑義品の真偽の認定手続を行う。</li> <li>空輸輸出の場合、開始通知を受けたときから起算して4時間以内に、空輸輸入又は海運輸出入の場合、開始通知を受けたときから起算して24時間以内に、権利者が税関に当該疑義貨物について、認定を行う。</li> </ul>
3. 意見・証拠の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>開始通知を受けたときから起算して3執務日以内に、権利者、輸出入者双方が、当該疑義貨物について意見・証拠を税関に提出する。</li> <li>権利者より疑義品が権利侵害物でないとした場合、かかる物品を直ちに解放する。</li> <li>権利者より疑義品が権利侵害物とした場合、 <ol style="list-style-type: none"> <li>輸出入者は当該疑義品が真正品であること又はライセンスを示す証明書類を提出しなかった場合：税関は、案件を司法警察又は検察署へ移送する。</li> <li>輸出入者は当該疑義品が真正品であること又はライセンスを示す証明書類を提出した場合：税関は、案件を司法警察又は検察署へ移送しない。ただし、権利者は、疑義品の差押えを申立て、訴訟を提起する（任意）。</li> </ol> </li> </ul>
4. 差押え申立て及び訴訟提起	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利者より疑義品が権利侵害物とした場合、税関又は裁判所に疑義品の差押えを申立てる。権利者は税関から差押受理の通知を受領した日の翌日から12日以内に、侵害訴訟を提起しなければならない。</li> </ul>
5. 没収、廃棄	<p>裁判において侵害が認められた場合は、税関より当該侵害物品を裁判所へ移送して、裁判所よりそれを没収、処分を行う。</p>

図1 税関における模倣品の差止から処分までの流れ<sup>9</sup>

<sup>8</sup> 質問票調査に基づく情報による。

<sup>9</sup> 質問票調査に基づく情報による。



図2 処分までの流れのフローチャート<sup>10</sup>

## (5) 費用負担

差押物品が権利侵害物に該当しないという旨の確定判決があった場合、申立人は、被差押人に対し、差押をされたこと、又は差押の解消申立てのために担保を提供したことにより受けた損害を賠償しなければならない。また、差押物品に係るコンテナ延滞料金、倉庫賃料、積卸費用等の関連費用は、申立人の負担とされる。他方、差押物品が権利侵害物品に該当するという旨の確定判決があった場合には、差押物品に係るコンテナ延滞料金、倉庫賃料、積卸費用等の関連費用は、被差押人が負担する。また、権利侵害物である差押物品を廃棄するために判決の執行を申立てる場合、裁判執行費用は、原告である権利者が負担する。

## (6) 税関と権利者等の連携について

12.1.1にて述べたとおり、商標法第75条第1項及び著作権法第90条の1第5項前段により、税関が職務を執行中に、輸入又は輸出する物品に明らかに商標権又は著作権侵害のおそれがあることを発見した場合は、商標権者又は著作権者に通知しなければならない。

## (7) 税関における模倣品の差止件数の統計調査について

税関における模倣品の差止件数に関しては、2004年から毎四半期毎に統計調査が行わ

<sup>10</sup> 特許庁委託事業 模倣対策マニュアル 台湾編 (交流協会) (2016年4月) URL : <https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/taiwan7.pdf> (最終アクセス日: 2017年3月13日) より

れており、台湾財政部関務署のウェブサイトにて公開されている<sup>11</sup>。

表6 輸出差止件数※カッコ内は差止物品数

年度	商標権	著作権
2015年	1件(660)	5件(23)
2014年	1件(1,500)	0件(0)
2013年	2件(54,960)	0件(0)
2012年	1件(64,800)	0件(0)
2011年	4件(17,200)	0件(0)

表7 輸入差止件数※カッコ内は差止物品数

年度	商標権	著作権
2015年	199件(35,530)	12件(1,085)
2014年	149件(55,577)	9件(1,440)
2013年	89件(40,914)	8件(515)
2012年	74件(516,198)	13件(1,283)
2011年	91件(61,456)	18件(4,590)

## 12.1.2 刑事措置の内容及び実施状況

### (1) 概要<sup>12</sup>

台湾における知的財産権の犯罪について、2003年3月31日の専利法改正により専利侵害（特許権侵害、実用新案権侵害、意匠権侵害）に関する刑事罰則が廃止されたため、専利権者は専利権侵害について刑事措置による救済を求めることができなくなった。商標権侵害と著作権侵害については刑事罰の規定が存続するため、民事訴訟のほか、引き続き刑事訴訟を起こして対応することも可能である。

表8 営業秘密・不正ラベル等・映画盗撮に関する刑事措置の概要

内容	罰則の内容	規定
営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定	5年以下の有期懲役、及び100万元以上1000万元以下の罰金	営業秘密法13条の1
不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定	3年以下の懲役刑、拘留又は20万元以下の罰金	著作権法第95条
映画盗撮に関する刑事罰規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年以下の懲役、拘留に処し、又は75万台湾元以下の罰金</li> <li>・販売・貸与目的の場合、6ヶ月以上5年以下の懲役、拘留に処し、又は20万元以上200万元以下の罰金</li> <li>・光ディスクで複製する方法による場合、6ヶ月以上5年以下の懲役、又は50万元以上500万元以下の罰金</li> </ul>	著作権法第91条

<sup>11</sup> 台湾財政部関務署ウェブサイト内「統計資料」URL：<https://web.customs.gov.tw/lp.asp?CtNode=13905&CtUnit=998&BaseDSD=7>（最終アクセス日：2017年3月13日）

<sup>12</sup> 特許庁委託事業 模倣対策マニュアル 台湾編（交流協会）（2016年4月）URL：<https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/taiwan7.pdf>（最終アクセス日：2017年3月13日）

## (2) 営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定

台湾においては、営業秘密法13条の1にて営業秘密の不正取得に対する刑事罰が規定されており、違反者に対して5年以下の有期徒刑、及び100万元以上1,000万元以下の罰金が併科される。

### <営業秘密法<sup>13</sup>>

#### 第13条の1（不正取得に対する刑事罰）

自己又は第三者の不法な利益を意図し、又は営業秘密所有者の利益を損ない、下記の状況の一つに該当する場合は5年以下の有期徒刑又は拘留に処し、新台幣ドル100万元以上1千万元以下の罰金を併科することができる。

- (1) 窃取、横領、詐術、脅迫、無断複製又はその他の不正な方法により営業秘密を取得し、又は取得した後に使用、漏洩した場合。
- (2) 営業秘密を知り又は保有し、許諾されることなく又は許諾範囲を超えて当該営業秘密を複製、使用又は漏洩した場合。
- (3) 営業秘密を保有し、営業秘密所有者によって削除、廃棄するよう告知された後、当該営業秘密を削除、廃棄しなかった又は隠蔽した場合。
- (4) 他人が知っている又は保有している営業秘密に前三号に規定される状況があることを知っていながら、取得、使用又は漏洩した場合。

前項の未遂犯は、これを罰する。

罰金を科する際、犯罪行為者の得た利益が罰金の最高額を超える場合、得た利益の3倍の範囲内で酌量加重することができる。

#### 第13条の2（台湾領域外犯罪の処罰）

外国、中国、香港又はマカオでの使用を意図し、前条第1項各号の罪を犯した場合、1年以上10年以下の有期徒刑に処し、新台幣ドル300万元以上5千万元以下の罰金を併科することができる。

前項の未遂犯は、これを罰する。

罰金を科する際、犯罪行為者の得た利益が罰金の最高額を超える場合、得た利益の2倍～10倍の範囲内で酌量加重することができる。

#### 第13条の4（法人に対する処罰）

法人の代表者、法人又は自然人の代理人、被雇用者又はその他の従業者が、業務の執行により、第13条の1、第13条の2の罪を犯した場合、当該条文の規定に基づきその行為者を処罰するほか、当該法人又は自然人に対しても当該条文の罰金を科する。但し、法人の代表者又は自然人が犯罪の発生に対する防止行為に尽力した場合は、この限りではない。

<sup>13</sup> 営業秘密法の日本語訳は、台湾知的財産権情報サイトに掲載のものを引用した。 [http://www.chizai.tw/uploads/20140702\\_837745255\\_%E5%96%B6%E6%A5%AD%E7%A7%98%E5%AF%86%E6%B3%95%EF%BC%882013%E6%94%B9%E6%AD%A3%E7%89%88%EF%BC%89-j.pdf](http://www.chizai.tw/uploads/20140702_837745255_%E5%96%B6%E6%A5%AD%E7%A7%98%E5%AF%86%E6%B3%95%EF%BC%882013%E6%94%B9%E6%AD%A3%E7%89%88%EF%BC%89-j.pdf)（最終アクセス日：2017年3月13日）

### (3) 不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定

不正ラベル・不正包装の故意の使用に関しては、商標権の侵害に該当し、当該侵害行為の罰則は商標法第95条に規定されている。

#### <商標法>

第 95 条 商標権者又は団体商標権者の同意を得ずに、販売を目的として、次に掲げる各号のいずれかの情況に該当する場合、3 年以下の懲役刑、拘留又は新台幣ドル 20 万元以下の罰金に処する又は併処する。

1. 同一の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と同一の商標を使用する。
2. 類似の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と同一の商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある。
3. 同一又は類似の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と類似の商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある。

### (4) 映画盗撮に関する刑事罰規定

台湾においては、映画盗撮に関して特別に定めている法令はないが、著作権の侵害に該当し、著作権法第91条に罰則が規定されている。

#### <著作権法>

第 3 条 本法における用語の定義は、以下に示す通りである。

5. 複製：印刷、複写、録音、録画、撮影、筆記録又はその他の方法により、直接、間接的、永久的又は一時的に再製することをいう。脚本、音楽の著作物又はその他これに類する著作物の上演あるいは放送時にそれを録音又は録画する行為、あるいは建築著作物については、建築設計図又は建築模型に従って建築物を建築する行為もこれに含むものとする。

#### 第 91 条

無断で複製の方法により他人の著作財産権を侵害した者は、3 年以下の懲役、拘留に処し、又は 75 万台湾元以下の罰金を科し又は併科する。

販売又は貸与の目的をもって無断で複製の方法により他人の著作財産権を侵害した者は、6 ヶ月以上 5 年以下の懲役、拘留に処し、又は 20 万台湾元以上 200 万台湾元以下の罰金を科し又は併科する。

光ディスクで複製する方法で第 1 項の罪を犯した場合、6 ヶ月以上 5 年以下の懲役、拘留に処し、又は 50 万台湾元以上 500 万台湾元以下の罰金を科し又は併科する。

著作物を私的参考又は合理的な使用に供する場合、著作権の侵害を構成しない。

### (5) 模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査について

台湾司法院は、毎月統計調査を行い、各月及び年度ごとに、統計調査の結果をまとめて、月次、年次統計報告を作成している。司法院の統計情報においては、知的財産関連刑事訴訟事件数統計が記載されている。

表9 過去5年間の著作権法、商標法違反刑事訴訟(終結分)案件数<sup>14</sup>

年度	著作権法違反	商標法違反
2012年	108件	54件
2013年	123件	49件
2014年	104件	52件
2015年	113件	30件
2016年	83件	32件

### 12.1.3 民事措置の内容及び実施状況

#### (1) 概要<sup>15</sup>

従来、知的財産権の侵害に対する民事的救済について、実体的な内容に関しては、専利法、商標法、民法等の法律に規定されており、訴訟手続に関しては、民事訴訟法及び同施行規則等規定に従うとされてきた。しかし、2008年7月1日に「智慧財産法院組織法」（知財裁判所組織法、以下「組織法」とする）及び「智慧財産案件審理法」（知財事件審理法、以下「審理法」とする）が施行されて以降、知的財産権の侵害に対する民事的救済の訴訟手続は、優先的に審理法及び組織法の規定を適用することとなった。審理法及び組織法に規定のない場合、従来とおり民事訴訟法及び同施行規則等によることになる（審理法第1条）。

以下では、特に、模倣被害に対する損害賠償制度、追加的損害賠償制度について記載する。

表10 民事措置の概要

内容	損害賠償の内容	規定
法定損害賠償制度	専利権：実損害額、侵害利益、実施料相当額のいずれか	専利法第96条第4項
	商標権：実損害額、侵害品の販売収益、小売り単価の1500倍の金額、実施料、ロイヤリティー金額のいずれか	商標法第71条
	著作権：実損害額の証明が困難な場合、1万元以上100万以内	著作権法第88条
追加的損害賠償制度	専利権：証明された損害の3倍まで	専利法第97条第2項
	著作権：500万元まで	著作権法第88条
	商標権：証明された損害の3倍まで	公平交易法第31条

#### (2) 損害賠償制度、追加的損害賠償について

模倣被害に対する損害賠償については、専利法、商標法、著作権法及び公平交易法に

<sup>14</sup> 台湾司法院ウェブサイト内「智慧財産法院終結案件訴訟種類」URL：<http://www.judicial.gov.tw/juds/>（最終アクセス日：2017年3月13日）より

<sup>15</sup> 特許庁委託事業 模倣対策マニュアル 台湾編（交流協会）（2016年4月）URL：<https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/taiwan7.pdf>（最終アクセス日：2017年3月13日）

それぞれに規定があり、例えば商標法においては、損害賠償額の算定に当たっては、民法の規定による他、小売り単価の1500倍以下の金額といった法定賠償の定めがある。追加的損害賠償についても定められており、例えば専利権の場合、侵害行為が故意の行為であった場合、裁判所は証明された損害額の3倍までの範囲で追加的損害賠償を裁定することができる。主な条文は以下のとおりである。

<専利法<sup>16</sup>>

第96条第2項 特許権者は、故意又は過失によりその特許権を侵害した者に対し、損害賠償を請求することができる。

第96条第4項 専用実施権者は、許諾された範囲内において、前3項の請求をすることができる。ただし、契約に別段の約定がある場合には、その約定に従う。

第97条第1項：

前条により損害賠償を請求する際は、次の各号のいずれかの方法によりその損害額を算定することができる。

1. 民法第216条の規定による。ただし、その損害を証明するための証拠や方法を提供することができない場合、特許権者は、その特許権の実施により通常得られる利益から、損害を受けた後に同一の特許権の実施により得られる利益を差し引いた金額をその損害額とすることができる。
2. 侵害者が侵害行為により得た利益による。
3. 当該特許の許諾実施により得られる実施料金に相当する金額をその損害額とする。

第97条第2項 裁判所は、前項の被害者の請求により、侵害行為が故意の行為であった場合、侵害内容に基づいて、損害額以上の賠償額を斟酌することができる。但し、既に証明された損害額の3倍を超えてはならない。

<商標法>

第69条第3項 商標権者は、故意又は過失によりその商標権を侵害された場合、損害賠償を請求することができる。

第70条 商標権者の同意を得ずに、次に掲げる各号のいずれかの状況がある場合、商標権侵害とみなす。

1. 他人の著名な登録商標であることを明らかに知りながら、同一又は類似の商標を使用して、該商標の識別性又は信用を損なうおそれがある場合。

<sup>16</sup> 専利法第96条第2項、第96条第4項及び第97条第1項の日本語訳は、特許庁ウェブサイトの外国産業財産権制度情報に掲載のものを引用した。URL：[http://www.jpo.go.jp/shiryou/s\\_sonota/fips/pdf/taiwan/senri.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/taiwan/senri.pdf)（最終アクセス日：2017年3月13日）専利法第97条第2項の日本語訳は、質問票調査から得られた情報に基づき本調査研究で作成した仮訳である。

2. 他人の著名な登録商標であることを明らかに知りながら、該著名商標中の文字を自己の会社、商号、団体、ドメインネーム又はその他営業為体を表彰する名称とし、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある、又は該商標の識別性又は信用を損なうおそれがある場合。
3. 第 68 条の商標権侵害に該当するおそれがあるのを明らかに知りながら、商品又は役務と結び付いていないラベル、タグ、包装容器、又は役務と関係のない物品を製造、所持、展示、販売、輸出又は輸入する場合。

第 71 条 商標権者が損害賠償を請求するとき、次に掲げる各号のいずれかの方法により、その損害を計算することができる。

1. 民法第 216 条の規定による。但し、その損害を証明するための証拠方法を提供できない場合、商標権者はその登録商標を使用して通常得られる利益から、侵害された後同一商標の使用によって得た利益を控除し、その差額を被った損害とすることができる。
2. 商標権侵害行為によって得た利益による。商標権を侵害した者がそのコスト又は必要経費について立証できない場合は、該商品を販売して得た収入の全部を所得利益とする。
3. 押収した商標権侵害に係る商品の小売り単価の 1500 倍以下の金額。但し、押収した商品が 1500 個を超える場合は、その総額を賠償額とする。
4. 商標権者が他人の使用を許諾して受け取るロイヤリティーの金額をその損害とする。

前項の賠償金額が明らかに不適當である場合、裁判所はこれを斟酌して減額することができる。

#### <著作権法>

著作権法第 85 条 著作者人格権を侵害する者は、損害賠償の責任を負わなければならない。この場合、財産上の損害でなくても、被害者は相当の金額の賠償を請求することができる。

前項の侵害につき、被害者は、著作者の氏名又は名称の表示、内容の訂正その他名誉を回復するために適当な措置を請求することができる。

著作権法第 88 条 故意又は過失により、他人の著作財産権又は製版權を不法に侵害する者は、損害賠償の責任を負う。複数の者が共同して不法侵害行為を為した場合は、連帯して賠償責任を負う。

前項の損害賠償につき、被害者は次に掲げるいずれか 1 つの規定を選択して請求することができる。

1. 民法第 216 条の規定により請求する。但し、被害者がその損害を立証できない場合は、その著作権又は製版權の行使により通常の場合から予期できる利益から、権利侵害後に同一権利を行使して得た利益を差し引いた額を、その受けた侵害の額とす

る。

2. 侵害行為により侵害者が実際に得た利益を請求する。但し、侵害者がそのコスト又は必要費用を立証できない場合は、その侵害行為により得た全収入を、その得た利益とみなす。

前項の規定により被害者がその実際の損害額を証明することが困難な場合、法院に対し、その侵害の状況により、1万台湾ドル以上100万台湾ドル以下の賠償額を算定するよう請求することができる。侵害行為が故意による場合で、且つその侵害状況がひどい場合は、賠償額を500万台湾ドルまで引き上げることができる。

#### <公平交易法<sup>17</sup>>

第30条 事業者は、本法の規定に違反することで、他人の権益を侵害した場合、損害賠償責任を負わなければならない。

第22条第1項 事業者がその営業において提供する商品又は役務には、以下の行為があってはならない。

1. 著名な他人の氏名、商号又は会社名称、商標、商品容器、包装、外観又はその他他人の商品を示す表徴を、同一の又は類似する商品において、同一の又は類似する形式で使用するにより、他人の商品と混同誤認を生ぜしめ、又は、当該表徴を使用した商品を販売、運送、輸出又は輸入すること。
2. 著名な他人の氏名、商号又は会社名称、標章又はその他他人の営業内容、役務を示す表徴を、同一の又は類似する役務において、同一の又は類似する形式で使用するにより、他人の営業内容又は役務の設備又は活動と混同誤認を生ぜしめること。

#### 第31条

第1項 裁判所は、前条の被害者の請求により、事業者の行為が故意の行為であった場合、侵害内容に基づいて、損害額以上の賠償額を斟酌することができる。但し、既に証明された損害額の3倍を超えてはならない。

### (3) 模倣被害に対する民事措置に関する統計調査について

台湾の司法院は、毎月統計調査を行い、各月、各年度に統計調査の結果をまとめて、月次、年次統計報告を作成している。当該統計情報においては、知的財産関連民事訴訟事件数の統計が記載されている。

<sup>17</sup> 公平交易法の日本語訳は、台湾知的財産権情報サイトに掲載のものを引用した。URL：[http://www.chizai.tw/uploads/20160509\\_591719904\\_%E5%85%AC%E5%B9%B3%E4%BA%A4%E6%98%93%E6%B3%95.pdf](http://www.chizai.tw/uploads/20160509_591719904_%E5%85%AC%E5%B9%B3%E4%BA%A4%E6%98%93%E6%B3%95.pdf)（最終アクセス日：2017年3月13日）



表11 台湾における過去5年間の知的財産関連民事訴訟(終結分)案件数<sup>18</sup>

	第一審					第二審				
	第一審計	著作権	専利権	商標権	その他	第二審計	著作権	専利権	商標権	その他
2012年	246	53	133	44	16	143	31	85	26	1
2013年	268	52	153	55	8	166	36	92	29	9
2014年	267	90	111	49	17	124	34	65	15	10
2015年	252	70	113	52	17	138	40	60	26	12
2016年	230	64	100	48	18	140	35	63	31	11

<sup>18</sup> 台湾司法院ウェブサイト内「智慧財産法院終結案件訴訟種類」URL：<http://www.judicial.gov.tw/juds/> (最終アクセス日：2017年3月13日)より

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>